

○農林水産省  
経済産業省 告示第一号

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産  
省令第三号）第百三条の三第一項第四号、第百二  
十六条の二十第一項第四号及び第百六十九條第一  
項第四号の規定に基づき、これらの号に規定する  
主務大臣が指定する団体を次のように指定し、公  
布の日から施行する。

平成二十三年五月二十三日

農林水産大臣 鹿野 道彦

経済産業大臣 海江田万里

一般社団法人全国銀行協会